

## 平成29年度 ゼミ学生等地域貢献推進事業 募集要領

### 1 趣 旨

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、大学（学生を含む）と地域の交流の拡大を促進し、直接的な大学の知の地域への還元及び県内地域の振興に寄与するため、県内の地域課題について、地域と一体となって、解決方策の提言や課題解決のための実践的な研究を行う県内大学のゼミナール（以下「ゼミ」という。）及び地域活動団体に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付に関して定めたゼミ学生等地域貢献推進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2に規定する助成の対象研究及び助成額は、この要領の定めるところによる。併せて、この要領は、助成対象研究の募集に関し、必要な事項を定める。

なお、この要領において、「大学」とは、学校教育法に規定する大学（大学院、短期大学を含む。）及び高等専門学校をいう。

### 2 募集する助成対象研究の内容

#### (1) 研究課題

##### ア 指定課題

平成29年度は、自治体から提案のあった別表の課題とします。

- ・詳細は、別添個票を確認してください。
- ・自治体により課題ごとに希望大学等の記載がある場合があります。
- ・課題内容等の不明な点は、自治体（個票の連絡先を参照）へ確認してください。

##### イ 自由課題

大学のゼミ及び地域活動団体が自由に発案する県内の地域課題で、指定課題以外の調査・研究テーマです。

- ・公式サイトに掲載している指定課題以外の課題は、自由課題として応募可能です。

#### (2) 助成対象研究

助成対象とする研究は、次の全ての条件を具備するゼミ学生及び地域活動団体主体の調査研究とする。

##### ア ゼミ調査研究活動費助成

- 原則として、大学の単位付与を前提とした教育活動の一環であること。
- 地域のニーズを踏まえ、地域課題の解決や改善に資するものであること。
- ゼミの専門性を活かし、大学の知的資源を地域に還元できるものであること。
- 単発的、一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、継続的に取組むものであること。
- ゼミ学生による地域との十分な意見交換や調査研究等を行うとともに、それらを通じて、地域とゼミとの交流・連携が活発に図られるものであること。
- 調査研究を行うために必要となる情報収集等を行う場合は、ゼミ学生のほか、指導教員の立会いのもと、地域等と協議して行うこと。
- 当該助成により実施した取組の成果は、「地域研究成果発信事業」での発表を義務とする。

##### イ 地域活動団体助成

- 地域の課題やニーズを踏まえ、地域課題の解決や改善に資するものであること。
- 単発的、一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、継続的に取組むものであること。
- 地域との十分な意見交換や調査研究等を行うとともに、それらを通じて、地域と学生との交流・連携が活発に図られるものであること。
- 調査研究を行うために必要となる情報収集等を行う場合は、学生のほか、指導教員の立会いのもと、地域等と協議して行うこと。
- 当該助成により実施した取組の成果は、「地域研究成果発信事業」での発表を義務とする。

る。

### (3) 助成額

ア 助成対象経費の範囲内で、1研究当たり20万円を限度とする。

ただし、複数の大学と連携して取り組むものに対しては、1研究当たり、30万円を上限とする。

イ 助成を受けようとする事業の助成対象経費の額は、申請しようとする助成額に当該助成申請額の20分の1（円未満切上げ）に相当する額を加えた額以上であること。

（例：助成金額20万円を申請する場合、助成対象経費（総事業費）は21万円以上となるようにしてください。1万円以上を自己資金とし、学内研究費等として財源内訳に記載すること。）

### (4) 助成件数

指定課題と自由課題を合わせて35件程度（予算の範囲内で助成する。）

### (5) 助成対象経費

ア 助成対象経費は、消耗品費、通信費、旅費・宿泊費、謝金、会場使用料、印刷製本費、バスその他備品の借上料、文献費その他研究に要する経費とする。

イ 次の経費については、助成対象外とする。

(ア) 助成申請する研究目的以外の経費（助成金の配分等の事務に係る一切の諸経費を含む）

(イ) 研究に直接関係ないものへの支出

(ウ) 建物等の施設の整備

(エ) 備品（パソコン、タブレット端末、プリンター、カメラ等）の購入

(オ) 県外への旅費・宿泊費、飲食費及び賃金（ただし、打合せ等において提供する湯茶（ペットボトルの配布による飲料水、茶の提供を含む）は助成対象とする。）

(カ) 研究中に発生した事故・災害の処理

(キ) その他大学の研究費として不相当と認められる経費

## 3 募集締切日

平成29年6月12日（月）（午後5時必着）

## 4 助成対象者

助成対象者は、次の全ての条件を具備すること。

ア ゼミ調査研究活動費助成

(1) 県内大学のゼミであること。

(2) 研究には、県内外の大学のゼミが参画することができる。ただし、提案（研究代表）ゼミは県内の大学のゼミでなければならない。

(3) 県内の大学は、コンソーシアムの会員校であること。

イ 地域活動団体助成

(1) 団体は5名以上の県内大学に在籍する学生と教員により構成された団体であること。

(2) 構成員のうち8割以上が県内大学に在籍する学生であること。

(3) 県内の大学は、コンソーシアムの会員校であること。

## 5 研究期間

本助成金の対象となる研究は、平成29年5月1日以降に開始され、平成30年1月31日までに終了するものとする。

## 6 申請方法及び申請書類

- (1) 採択に当たっては、指定課題を優先する。
- (2) 助成対象となる研究を提案する研究代表ゼミ及び地域活動団体の担当教員が交付申請を行うものとし、当該申請者が所属する大学の代表者（県内に学部のみ設置されている大学の場合は学部長とする。）を経由して提出すること。
- (3) 申請については、要綱様式第1号によること。なお、申請書中「1 ゼミ学生等地域貢献推進事業助成対象研究の概要」、「2 事業費・財源の内訳」については、それぞれA4判1ページで記入すること。その他に参考資料がある場合は、A4判4ページ以内で添付することができる。

## 7 申請書の提出先

郵送又は持込みにより、13 提出先まで提出してください。

## 8 審査及び交付の決定

- (1) コンソーシアムは、6により申請を受け付けた後、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるものについて助成金の交付を決定する。
- (2) 必要に応じ、申請者や提案自治体へヒアリングを行う場合がある。
- (3) 地域活性化への寄与、研究成果の地域への還元等の観点を踏まえ、地域バランスを考慮した上で決定する。
- (4) コンソーシアムは、交付を決定したときは、要綱の定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。（通知時期は平成29年7月下旬又は8月上旬を予定）

## 9 概算払

コンソーシアムは、助成対象事業を実施するに当たり必要があると認めるときは、概算払を承認する。

概算払を申請する場合は、申請書中「3 助成金の概算払い希望」を記載すること。

## 10 成果の報告

要綱の定めるところにより、助成対象事業完了の日から30日を経過した日又は平成30年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書(要綱様式第3号)、研究の成果報告書(A4判4枚程度)及び5枚程度の写真(広報用)をコンソーシアムに提出するものとし、紙での提出とあわせて電子ファイルで提出することとする。コンソーシアムは、様式第3号別紙(共同研究助成金 実施事業の概要)及び提出された論文等を原稿とし報告書を冊子にまとめ、県内大学に配付し、公式サイトに掲載する。

## 11 成果の発表

- (1) 本助成金を受けたゼミは、コンソーシアムが平成30年2月頃に開催する研究成果発表会において、パワーポイントを用い研究成果をプレゼンテーションするものとし、関連するワークショップ等を開催した場合には参加するものとする。また、発表や補助を行う学生の旅費について、3人までコンソーシアムが負担する。
- (2) コンソーシアムは、研究成果報告書を原稿とし報告書を冊子にまとめ、県内大学に配付する。また、公式サイトに同内容を掲載する。
- (3) 研究の途中経過について、大学やゼミ等のウェブサイトやSNSで可能なかぎり報告するものとし、コンソーシアムにもそのことを連絡することとする。

## 12 注意事項

- (1) 本事業に応募するに当たっては、要綱の基準を遵守すること。
- (2) 要綱に定める申請書の記載に当たっては、「事業費内訳」欄に当該研究を行うのに必要な経費

全てを記入し、「財源内訳」欄には当該研究に係る全ての研究費（助成金、大学の研究費、自己資金等）を記入すること。

- (3) 交付先の銀行等の口座は、助成対象となる研究を提案した研究代表の担当教員が属する大学名義であること。
- (4) 研究の共同先のゼミ等へ助成金を配分する場合は、研究を提案した研究代表ゼミの担当教員が属する大学において行うこと。この場合にあっては、銀行等の口座への振り込みにより行い、助成金の配分額、時期、振込み口座を記録しておくこと。
- (5) 助成金の配分等の事務に係る一切の諸経費については、助成対象外とする。
- (6) 経理処理は、原則として各大学のルールに従うこと。（大学として支払ったものが経費対象）

### 13 問い合わせ先

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム事務局

住所：〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目6-1 もくせい会館2階

電話：054-249-1818（受付時間8:30～12:00 13:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く。））

E-mail：mail@fujinokuni-consortium.or.jp

Facebookページ：<https://www.facebook.com/fujinokuni.consortium>

## 別表

No	自治体名	自治体からの指定課題
1	小山町	人が訪れ、消費が拡大する観光交流の振興
2	裾野市	裾野スタイルで暮らせるコンパクトシティの実現に向けて
3	三島市	「三島の水」の商品化及び販路開拓マーケティング戦略策定
4	三島市	マスコットキャラクターを活用したシティプロモーションの効果と今後の在り方についての検証
5	沼津市	アニメの舞台となった地域への波及効果と課題
6	伊豆市	天城湯ヶ島地区が滞在型観光地になるためには
7	伊豆市	観光業(旅館・ホテル)を魅力的な職場にするには
8	伊豆市	若年層に向けた観光PR(メディアマーケティング)
9	富士市	富士市個別処理区域における浄化槽整備と持続可能な管理手法への調査と提言
10	富士市	富士山女子駅伝の番組視聴率向上のための調査及び提言
11	富士市	若い世代に対する地域参画総量調査とブランドメッセージを活用したワークショップ
12	静岡市	登呂遺跡・登呂博物館の魅力の新たな活用への提案
13	静岡市	公営住宅大規模団地の活性化の方策の研究
14	静岡市	子供たちに地域の歴史を楽しく伝えていく講座・イベントへの取り組み
15	焼津市	小泉八雲を活かした焼津市の活性化(地域デザイン)
16	藤枝市	「ふじえだ・まちゼミ」の効果的な情報発信
17	藤枝市	岡部宿大旅籠柏屋の活性化について
18	島田市	中心市街地活性化に向けた島田市の現状にあった方策の研究
19	川根本町	木材を活用した地域創造
20	川根本町	魅力あるグルメ(食)・土産・特産品で町の魅力アップ
21	掛川市	移住定住に繋がる掛川市ならではのシティプロモーション施策の研究
22	袋井市	若い人にとって魅力のあるまちづくりへの提言
23	浜松市	浜松市天竜区佐久間町における地域づくりの方策の研究
24	静岡県	川での遊び文化の回復・創造による人と川の良好な関係性の再構築について
25	静岡県	販路に感動！白葉茶
26	静岡県	県営住宅における自治会活動やコミュニティ活動の活性化に関する実践的研究
追加		
27	富士宮市	朝霧高原の魅力発信プロジェクト
28	裾野市	プログラミング教育に先駆けた小中学生向けICT講座の開講
29	伊豆の国市	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿地に求められるニーズとおもてなしについて
30	伊豆の国市	モンゴル国と国際交流員サロールさんの紹介イベントの実施とその検証
31	伊豆の国市	モンゴルとの農業を通じた交流の提案・検証

No	自治体名	以下は、自治体からの希望課題ですが、自由課題として扱います。
1	富士市	小規模生産及び新品種農産物生産農家と飲食店・小売店とのマッチング方法調査
2	富士市	松林の保全、育成対策について
3	静岡市	JR草薙駅南口ランドデザイン策定に向けた将来像策定への提案
4	静岡市	空き家を活用した新たなビジネスモデルの検討について
5	静岡市	静岡市におけるS型デイサービスの実態に関する調査研究
6	静岡市	保育者確保政策のための基礎調査
7	静岡市	麻機遊水地における自然環境の保全と活用について
8	静岡市	静岡市のものづくり産業・製品に対する市民意識調査及び市民理解の醸成に向けた研究
9	静岡市	清水区民における投票意識に関する調査研究
10	静岡県	「大学生がシカ・イノシシを獲る。」上での課題と解決策について
11	静岡県	ハラル対応の食品・化粧品素材の開発
12	静岡県	静岡県内の若者に献血を普及させるための方策に関する研究